

国税徴収法 解答速報

第72回税理士試験 国税徴収法解答速報（令和4年8月8日現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕—50点—

問1

下記に掲げる場合には、徴収職員はその国税につき、督促を要することなく、その者の財産を差し押さるることになる。

1 繰上請求に係る国税

納付すべき税額の確定した国税で、その納期限までに完納されないと認められるものがあるときに、納税者に強制換価手続が開始されたとき（仮登記担保の実行通知がされたときを含む。）、納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき、法人である納税者が解散したとき、その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る信託が終了したとき（信託の併合によって終了したときを除く。）、納税者が納税管理人を定めず、国内に住所及び居所を有しないこととなるとき、あるいは納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分を免れ、若しくは免れようとしたと認められる場合には、税務署長はその納期限を繰り上げ、その納付を請求することができる。

さらにその請求に係る期限までにその国税が完納されないときは、徴収職員は、滞納者の国税につき督促を要しないで、その財産を差し押さなければならない。

2 繰上保全差押に係る国税

納税者が法定申告期限前に、強制換価手続が開始されたとき（仮登記担保の実行通知がされたときを含む。）、納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき、法人である納税者が解散したとき、その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る信託が終了したとき（信託の併合によって終了したときを除く。）、納税者が納税管理人を定めず、国内に住所及び居所を有しないこととなるとき、あるいは納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分を免れ、若しくは免れようとしたと認められる場合には、税務署長は、その確定すると認められる国税の金額のうち、その徴収を確保するため、あらかじめ滞納処分を執行することを要する金額を繰上保全差金額として決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差押えることができる。

3 保全差押に係る国税

納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基づき、国税通則法の規定による差押、記録命令付差押若しくは領置又は刑事訴訟法の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定後においては、その国税の徴収を確保することができなと認められるときは、税務署長は、その国税の納付すべき額の確定前に保全すべき金額を保全差押金額として決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差押えることができる。

問2

1 滞納処分停止の要件

税務署長は、滞納者につき次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」）をすることができる財産がないとき
- (2) 滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき
- (3) その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき

2 滞納処分の効力

(1) 滞納処分の禁止

税務署長は滞納処分の停止をしたときは、その停止期間内はその停止に係る国税につき新たな差押えをすることができない。

また上記1(2)の生活を著しく窮迫させるおそれがあることを理由に、滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

(2) 納税義務の消滅

① 3年間継続の場合

滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは消滅する。

② 即時消滅の場合

上記1(1)の滞納処分の執行等を行うことができる財産がないことを理由に滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は上記①に係わらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

(3) 時効の進行

滞納処分の執行を停止した場合は、その停止期間内においても、その停止に係る国税の徴収権の消滅時効は進行する。

(4) 延滞税の免除

滞納処分の執行の停止をした場合には、その停止をした国税に係る延滞税のうち、その停止をした期間に対応する部分の金額相当額は免除される。

〔第二問〕—50点—

問 1

1 適用される第二次納税義務

当該事例における滞納者のA社は社員を税理士に限定した、商法上の合名会社に準ずる特別法人である。このことから滞納国税の徴収には、国税徴収法第 33 条による「合名会社等の社員の第二次納税義務」を適用することができる。これにより無限責任社員としてB、C及びDに滞納国税の全額の連帯納付義務が発生する。

2 徴収方途

税理士法人であるA社は合名会社に準ずる特別法人であり、令和元年5月期消費税及び地方消費税の確定申告分1,000,000円を滞納しており、すでに活動を停止しその事業再開の目途もない状態である。

このような場合にはA社の無限責任社員が第二次納税義務として、A社の滞納国税を納付する義務を負うことになる。当該事例では社員B、C及びDにこの第二次納税義務が発生することになる。

3 徴収範囲

(1) 設立時からの社員B

設立時からの社員であるBは、A社の令和元年5月期に発生した消費税及び地方消費税の確定申告分1,000,000円につきその全額の納付義務を負うことになる。

(2) 途中入社した社員C

社員Cは令和3年4月1日に新たに社員となっており、滞納国税の法定納期限時点では社員ではない。しかしながら国税徴収法では社員となる以前に生じた滞納国税についても無限責任社員としてその納付義務を負うものとされている。このことからA社の令和元年5月期に発生した滞納消費税及び地方消費税の確定申告分1,000,000円につきその全額の納付義務を負うことになる。

(3) 中途退社した社員D

社員Dは設立時には社員であったが、令3年10月31日付で退社しており、滞納国税の法定納期限時点にはすでに社員ではない。しかしながら国税徴収法では無限責任社員にも退社前に納税義務の成立した滞納国税について第二次納税義務を負うものとしている。ただしこの場合には退社後2年以内に第二次納税義務に関する告知を行う必要があり、現時点である令和4年8月にDに対して告知を行うことにより徴収は可能である。

これにより退社した社員Dも令和元年5月期に発生した消費税及び地方消費税の確定申告分の金額1,000,000円の全額につき、その納付義務を負うことになる。

(4) 連帯納付義務

上記社員のB、C及びDは個々に1,000,000円の第二次納税義務を負うが、これらについては連帯納付義務がある。

問 2

1 適用される第二次納税義務

E社は令和2年3月期の確定申告分の法人税3,000,000円を滞納したままの状態、令和4年3月31日に解散の決議を行い、その残余財産の分配を進めている。このような場合には国税徴収法第34条による「清算人等の第二次納税義務」の適用により、清算人F及び残余財産の分配等を受けたG、また債務免除を受けているHには国税徴収法第39条の「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」の適用により、その滞納法人税を負担させることになる。

2 徴収方途

E社は令和2年3月期の法人税を滞納している状態で、令和4年3月31日に解散手続によりその残余財産の分配等を行っている。これにより現在E法人は滞納処分が執行可能な財産を有しない状態になっている。

このような場合には清算人F、及び残余財産の分配等を受けたGには清算人等の第二次納税義務、また債務免除を受けたHには無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の各規定により、それぞれを第二次納税義務者として、E社の滞納法人税を納付させることができる。

3 徴収範囲

(1) 清算人F

解散の決議により清算人の選任されたFは残余財産の分配または引渡をした財産の価額を限度に第二次納税義務を負うことになる。このため分配等をした金額が現金2,000,000円、解約定期預金3,000,000円であり総額5,000,000円となることから、滞納法人税3,000,000円全額の第二次納税義務を負うことになる。

(2) 残余財産の分配を受けたG

会社設立時の出資者であったGは、E社解散により残余財産の分配として、定期預金の解約により3,000,000円を受取っているため、この価額を限度としてE社の滞納法人税3,000,000円の第二次納税義務を負うことになる。

(3) 債務免除を受けたH

債務者HはE社の解散に伴い、E社の滞納法人税の法定納期限である令和2年5月31日後に、その債務額1,000,000円の債務免除を受けており、国税徴収法では滞納国税の法定納期限の1年前の日以後に無償又は著しい低額の譲渡等があれば第二次納税義務により徴収が行われる。

このときHはFの友人でありE社の特殊関係者ではないために、E社の滞納法人税の金額である3,000,000円のうちEが現に存する1,000,000円についてのみ第二次納税義務を負うことになる。

問3

1 適用される第二次納税義務

居住者Iは自らが出資するJ株式会社の債務保証を原因とする担保処分により、その債務を弁済し、これにより取得した求償権を後にJ株式会社の金融支援を理由に放棄している。この求償権の放棄は国税徴収法第39条の「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」に該当することになり、J株式会社は居住者Iの滞納となっている所得税について第二次納税義務を負うことになる。

2 徴収方途

居住者IはJ株式会社の債務保証を原因として、その担保財産である土地を令和2年3月31日に売却している。居住者Iは、これにより令和2年に所得税15,000,000円の納税義務が発生したが、これが滞納となっている状況である。その後、居住者Iはこの債務保証によりJ株式会社に対して取得した求償権を令和3年10月31日に事業再生による金銭支援を理由に放棄している。

国税徴収法第39条によれば法定納期限の1年前の日以後に無償又は著しい低額による譲渡等を行い、これを原因として滞納者に滞納処分を執行すべき財産を有しない状態になっている場合には、その無償譲受等を受けた者に、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を負わせることができるとされている。

したがって当該事例では、居住者Iの滞納所得税の法定納期限である令和3年3月15日の1年前の日以後である令和3年10月31日に、J株式会社に対する求償権の放棄をしているために、J株式会社を第二納税義務者として居住者Iの滞納所得税を負担させることになる。

3 徴収範囲

J株式会社は求償権の放棄を受けたことを理由に第二次納税義務者となり、J株式会社は居住者Iが全額出資して設立した法人であるために特殊関係者に該当することになる。このためにJ株式会社は居住者Iの滞納所得税15,000,000円のうち、その債務免除を受けた時点での評価金額10,000,000円を限度にして再二次納税義務を負うことになる。

解説**〔第一問〕****問1**

差押に関する基本的な出題であり、解答すべき項目は繰上請求、繰上保全差押さらに保全差押の3項目です。国税徴収法の第47条では基本的差押の規定がありますが、さらに国税徴収法では保全差押、国税通則法では繰上請求と繰上保全差押が督促を必要としない差押として規定されています。したがってこれらの3項目の内容について簡素かつ正確な記述しなければなりません。

問2

滞納処分の停止は令和4年度の出題予想の最右翼であり、多くの受験生が完璧な理論暗記をして受験に臨んだものと想像されます。

滞納処分の停止の出題は平成27年以来7年ぶりですが、令和4年4月に改正事項として滞納処分の要件である“無財産”に「租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収」という規定が加わっており、この記述の有無により得点に差が出るものと考えられます。

解答では要件と効果についての説明とあるため“滞納処分停止の取消”については記述の必要はありません。

〔第二問〕

3項目の事例問題ですが、いずれも極めて基本的な内容であり、それぞれの第二次納税義務は容易に判断ができるはずですが、問題では適用用途と徴収できる範囲としているので、適用用途には成立要件と具体的な第二次納税義務者を徴収できる範囲にはその限度額を記述することになります。出題者は第二次納税義務の成立要件よりも、誰にどれほどの限度額が発生するかを題意としていると思われるます。したがって、この点を考慮して解答の記述をする必要があります。

また解答用紙の行数が各設問により異なるために、解答の分量にも考慮しなければなりません。

問1

税理士法人は合名会社の類する法人であることから、滞納が発生していれば合名会社等の無限責任社員の第二次納税義務が発生することになります。

本問ではこの無限責任社員につき中途入社した者、あるいは中途退社した者につき第二次納税義務発生をさせることを題意としています。結果的には3名いずれの社員も第二次納税義務者となり、これを明確に記述する必要があります。

問2

法人の解散による残余財産の分配に関連して、清算人等の第二次納税義務と無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を解答します。このとき清算人等の第二次納税義務では清算人と残余財産の分配等を受けた者の第二次納税義務の範囲に注意する必要があります。

また友人Hは清算人等の第二次納税義務ではなく無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務としてFとGとは区別をして解答することになります。

問3

問題文の前半では、いずれの第二次納税義務が発生するかは不明です。しかし後半において求償権の放棄を行っており、これにより無償または著しい低額の譲受人等の第二次納税義務が発生していることが判断できます。答案には求償権を放棄した日付や滞納所得税の法定納期限の日付、あるいは滞納国税と求償権の評価額の金額比較なども明確に記載する必要があります。

第 72 回(令和 4 年度)税理士試験国税徴収法講評

近年稀に第一問、第二問いずれも平易な内容であり、解答ができなという個所はないと考えられるレベルの出題です。ただし予想が的中して、ある程度満足のできる答案が作成できたから合格の可能性があると安易に考えることはできません。なぜなら、この程度のレベルの出題であれば、受験生全体の得点も相当高いものと予想されるからです。したがって合格答案となるためには、ミスが無いことはもちろんですが、いかに各設問が丁寧に記述できたかがポイントになると考えてください。

〔第一問〕

問 1

解答すべき内容は緊急保全措置の 3 項目ということになります。このうちの 2 項目は強制換価手続の開始など 6 つの客観的な要件がありますが、この記述を模範解答では、通常の文章として列挙しました。ただし実際の答案では 6 項目の要件全ての列挙は必要ありません。簡単に「強制換価手続の開始などの事由が生じたとき等」程度の記述で構いません。むしろ重要なことは、どのような状態の国税をいずれの時点で差押えるかを明確に説明しているかどうかです。

問 2

緩和規定の滞納処分の停止は平成 27 年以来 7 年ぶりの出題でしたが、受験生の多くもその出題を予想していたものと思われます。したがって本問に関しては理論集の通り暗記したものを記述することになります。ただし適用要件の無財産の箇所に本年、租税条約に関する改正文言がありますので、これを記述してあるかどうかポイントになるでしょう。

〔第二問〕

問 1

税理士法人は我々には馴染みがある名称です。この税理士法人は合同名会社に準ずる法人であり社員である税理士は無限責任社員として第二次納税義務を負うことになります。本問では中途入社、あるいは中途退社した社員も第二次納税義務を負うことを明確に記述する必要があります。

問 2

本問の友人 H は法人解散による残余財産の分配ではなく、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務と考えなければなりません。この友人 H を清算人等の第二次納税義務ではないと判断することは難解であり、誤りがあっても不合格の要因になるとは考えないでください。

また清算人等の第二次納税義務はその範囲が清算人と残余財産の分配を受けた者では異なります。本問では清算人 F が清算人と分配を受けた者として重複をしています。しかし、その限度額は分配した金額の方が、F の第二次納税義務の限度額になります。

問 3

求償権の放棄が利益を与えた処分に該当することから無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務が発生していると判断できます。ただしその限度額は J 社と居住者 I が特殊関係にあることから、滞納所得税の金額のうち放棄時の求償権の評価額を限度にすることを明確に記述しなければなりません。

第73回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第72回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第73回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、試験翌週より令和5年度(第73回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをYouTubeで無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

第73回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

【無料説明会】

各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信のみとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTubeのチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月9日(火)19:30~
消費税法	8月10日(水)19:30~
法人税法	8月9日(火)19:30~
相続税法	8月12日(金)19:30~
国税徴収法	8月12日(金)公開予定

【開講オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。WEB講座の受講の参考にして頂くよう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTubeにて公開いたします。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月30日(火)公開予定
消費税法	9月1日(水)公開予定
法人税法	9月2日(木)公開予定
相続税法	9月5日(月)公開予定
国税徴収法	9月5日(月)公開予定

【無料体験講義】

各科目の初回OUTPUT講義の様子も、YouTubeで公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

科目	配信日程
簿記論	9月6日(木)公開予定
財務諸表論	9月9日(金)公開予定
消費税法	9月12日(月)公開予定
法人税法	9月12日(月)公開予定
相続税法	9月12日(月)公開予定
国税徴収法	9月22日(木)公開予定



★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。

★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているため、受講期間内であれば、後から好きな時に繰り返し見直せます。

★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は
こちら



詳細はネットスクールホームページをご覧ください。

<https://www.net-school.co.jp/> または『ネットスクール』で検索!